

# 独立行政法人日本芸術文化振興会からの委託に係る事業概要

## 1 事業概要

当事業は、独立行政法人日本芸術文化振興会の定める「独立行政法人日本芸術文化振興会業務方法書」（平成十五年十月一日文部科学大臣認可）第十五条二項に基づき、国立劇場おきなわの業務運営を当財団が委託されたものである。

### (1) 伝統芸能の公開及びアジア太平洋地域との交流

組踊、琉球舞踊、三線音楽、沖縄芝居等の鑑賞機会を提供するとともに、本土の芸能やアジア・太平洋地域の芸能などの公演を実施し、沖縄の伝統的な芸能の継承及び普及を図る。青少年等を対象とした組踊鑑賞教室を含め、年間30公演程度実施する。

### (2) 養成及び研修

昭和47年に国の重要無形文化財に指定された組踊の保存継承の目的で伝承者の育成を行い、将来にわたり興行的かつ定期的に組踊の公演を行うための質の高い優れた組踊若手の立方・地方を確保することを目的に、重要無形文化財各個認定保持者（人間国宝）を含む講師陣を迎え、体系的なカリキュラムに基づいた組踊伝承者養成研修を実施している。また、この研修は3年毎に研修生の募集を行い、3年間の期間で実施する。

### (3) 調査及び研究

伝統芸能・民俗芸能に関し、収集資料の研究及び現地調査を行う。

調査研究の成果に関して、閲覧・展示を通して公表する。

### (4) 情報及び資料の収集、及び利用

自主公演の映像記録、音声記録、写真記録の収録を行う。

単行本、逐次刊行物、筋書等の映像、衣裳、小道具等の購入・受贈・作成を行う。

収集した伝統芸能に関する台本や衣裳、小道具を資料展示室で公開展示する。

上演資料集、芸能史年表、沖縄芝居大道具帳、公演記録台本の刊行。展示資料リーフレットの配布を行う。

### (5) 記録の作成及び保存

自主公演の：映像、音声、写真の収録を行う。年間、約30公演を記録。

### (6) 施設の利用

大劇場、小劇場、稽古室等は、当劇場主催の自主公演や舞台機構整備等で必要な時を除いた日を一般の皆様方に貸付を行っている。

### (7) 附帯業務

各国立劇場の収録映像を借用し、年4回程度鑑賞会を開催する。

レファレンスルームにおいて、図書・視聴覚・写真資料等の閲覧ができる。

## 2 当法人の行う他の事業との区別

当該事業は、収支予算書、正味財産増減計算書及び財務諸表において「公益目的事業会計」、「法人会計」として区分経理している。また、事業報告書においては「国立劇場おきなわの施設の管理運営」の項目で整理されている。

## 3 委託された事務・事業の外注

劇場施設の管理運営に係る事務・事業の外注は、事業報告書に記す通りである。これらは（契約方式を記載）により事業者を選定している。